



# 2012年留保撤回から10年 : 漸進的無償化への展望と課題

渡部, 昭男

---

(Citation)

龍谷大学教職員組合学習会

(Issue Date)

2022-06-02

(Resource Type)

other

(Version)

Accepted Manuscript

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009303>



龍谷大学教職員組合学習会 2020.6.4

# 2012年留保撤回から10年 漸進的無償化への 展望と課題

渡部 昭男

(元神戸大学／漸進的無償化立法を求める会)

<https://twitter.com/JinkenNet> にて発信中

# 今日の概要

## 序 無償教育・漸進的無償化の原則

### 1. 国際人権A規約「漸進的無償化」原則と日本の立ち位置

第①期1978-1979: 国際人権規約の締結と留保

第②期1980-2012: 高校無償化と留保撤回

第③期2013-2022: 高等教育の漸進的無償化へ

### 2. 高等教育の漸進的無償化への遅々としたあゆみ

その①2014-16: 無利子奨学金、所得連動返還型奨学金

その②2017-18: わが国初の給付型奨学金の導入

その③2019-20: 少子化対策としての大学等修学支援法

付録 コロナ禍における学生支援策

### 3. 無償教育・漸進的無償化に係る自治体総合施策の分析

「漸進的無償化プログラム」の枠組みを用いた日韓動向比較

### 結 漸進的無償化への展望と課題

# 序 無償教育・漸進的無償化の原則

👉 卷末文献0)



**日本国憲法第26条** その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利  
義務教育無償(例示規定／他の無償教育を禁じていない)

**教育基本法第4条** 教育の機会均等 経済的地位等による教育上の差別禁止  
国及び地方公共団体の奨学措置義務(経済的理由による修学困難者)

**児童の権利条約**(1989国連採択・1994日本批准) **第28条** 教育の権利the right of the child to education 初等教育:無償 中等教育:無償教育の導入 高等教育:能力に応じ

**国際人権A規約**(1966国連採択・1979日本批准) **第13条** 教育への権利the right of everyone to education 初等教育:無償 中等教育・高等教育:無償教育の漸進的な導入the progressive introduction of free education(2012受諾) 奨学金制度fellowship

**日本国憲法第98条第2項** 国際法規は、これを誠実に遵守する

# 国際人権A規約第13条

\* フォン・クーマンズ教授 (国際人権法 / オランダ・マーストリヒト大学 / ユネスコ人権平和職)  
人権としての「教育への権利」 2018.1.28 科研G主催シンポジウム

① エンパワメント (力を与え強める) の権利: 人格を形成する、社会に貢献する、  
人生・生活をコントロールする、社会を統治する、社会階層を上る

② 鍵となる権利: 他の諸権利を享受する上での key right

⇒ 人権中の人権

\* トマチェフスキー (国連人権理事会特別報告者 / 田中秀佳氏の紹介) 4Aスキーム

① Availability 利用可能性: 制度として用意・提供されている教育

② Accessibility アクセス可能性: 経済的障壁のない無償・漸進的無償化の教育

③ Acceptability 受容可能性: 分かる言語で理解可能な方法による教育

④ Adaptability 適応可能性: 社会やニーズの変化に適応した内容の教育

# 高等教育への権利

石井拓児氏の紹介

THE RIGHT TO  
HIGHER  
EDUCATION  
A POLITICAL THEORY  
CHRISTOPHER MARTIN

クリストファー・マーチン(政治哲学/カナダ・ブリティッシュコロンビア大学)

- ・多くは、教育を受ける権利は高校までで、それ以上は贅沢品だと考えている。
- ・ほとんどの場合、それは権利ではなく特権として扱われ、多くの人が学業を終えた後に何年も何十年もかけてその代償を払わなければならない。高等教育制度は、すべての人に権利があるわけではない、という前提のもとに成り立っている。
- ・彼は、この考えを覆し、高等教育は自由で開かれた社会におけるすべての市民の無条件かつ絶対的な権利であると主張。自由で開かれた社会における教育の価値をよく見てみると、今日の高等教育で見られる問題の多くは、高等教育を個人の権利として認めていないことに起因していることがわかる。
- ・教育財へのアクセスが、市民が自己決定的な目標を実現するために重要な役割を果たす。高等教育は、すべての市民がこれらの財を利用できるようにする責任を負う基本的な社会制度として理解されるべき。
- ・高等教育を受ける資格は、学ぶ覚悟と意思だけであるべきだ。高等教育は、さまざまな興味や目標を持つ市民にとって有益な機会を提供するものでなければならない。その基本的な道徳的目的は、あらゆる背景を持つ市民がより良い、より自由な生活を送るのを助けることであるべき。

# 1. 国際人権A規約「漸進的無償化」原則と日本の立ち位置 第①期1978-1979: 国際人権規約の締結と留保

④ 卷末文献1) 渡部2021、国際人権A規約に係る「漸進的無償化」論議の経緯と特徴

大きく二つの画期:

①1979年の同規約の批准(1979.6.21)時における同規定部分の留保

②その部分の留保撤回(2012.9.11)

⇒第1期:1979年第87回(1978.12.22-1979.6.14) の国際人権規約の締結と留保

⇒第2期:それ以降~2012年第181回(2012.10.29-同11.16) の留保撤回

⇒第3期:それ以降~今日 の留保撤回後の取組み の三区分に分けられる

内藤誉三郎文部大臣:「後期中等教育及び高等教育について**私立学校の占める割合の大きいわが国**においては、私学進学者との均衡等から国公立学校についても妥当な程度の負担を求めることといたしておるのでございます。また**私立学校を含めて無償化を図ることは、私学制度の根本にかかわること**であり、したがって従来の方針を変更して漸進的にせよ無償化の方針をとることは**適当でない**ので留保いたしました」

# 1979年当時すでに「中等教育をすべての者に」

- ・内藤文部大臣 「漸進的にせよ、それをやるだけの**確信がまだ持てない**」
- ・内藤文部大臣 「かねてから**私学助成、育英奨学、授業料の減免措置等の充実**を図っているところであり、今後ともその**充実に努めるつもり**」
- ・内藤文部大臣 「**中等教育はすべての者が受けられるように漸進的に進めていきたい**」
- ・諸澤正道局長 「公私の格差というものがひどうございますから、**特に私立学校に対する運営費の助成拡大**というようなことで今後とも努力をしてまいります」

⇒第1期の審議からは、「中等教育はすべての者に」をまず進める中で、留保撤回の検討に向かうことが予期された。結果的には、高校無償化の2010年導入とそれを踏まえた2012年留保撤回までに実に33年、三分の一世紀もの年数を要することになる。



## 第②期1980-2012: 高校無償化と留保撤回

・2010年第174回(常会2010.1.18一同6.16): **高校無償化法案**「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案」(閣法5号)提出・成立

・**鳩山総理の施政方針演説**「すべての意志ある若者が教育を受けられるよう、高校の**実質無償化**を開始します。国際人権規約における**高等教育の段階的な無償化条項**についても、その**留保撤回**を具体的な目標とし、**教育の格差をなくすための検討**を進めてまいります」(174衆・本会議4号・2010.1.29)

・2012年第180回(常会2012.1.24一同9.8)留保撤回の明言

玄葉光一郎外務大臣「今、高校の実質無償化というものが始まって3年目になってきた。したがって、この問題との関係について精査をしてきています。また、大学教育も、今**経済的な負担軽減策**というものをふやしておりますから、その関係について精査をしてきました」、「**留保については撤回するという方向で調整するように事務方に今般指示をした**」(180衆・予算委6号・2012.2.9)

・閉会直後の2012年9月11日 日本政府は留保撤回を閣議決定し、同日、国連本部に通告

## 第③期2013-: 高等教育の漸進的無償化へ

2013年第183回(常会2013.1.28一同6.26) 選挙公約で高校無償化への所得制限導入を掲げた自由民主党が政権復帰した国会

・高校無償化への所得制限導入に関わって、下村博文文部科学大臣は「漸進的無償化」について「あるべき方向性はそのとおりだというふうに思いますし、ぜひ日本もそういう方向性を目指していきたい」と答えている(185衆・文部科学委3号・2013.11.6)。

⇒政権交代によって留保撤回を見直すことはしない

⇒外務省HPにある通り「日本国は、平成24年9月11日から、これらの規定の適用に当たり、これらの規定にいう『特に、無償教育の漸進的な導入により』に拘束される・・・」

## 2. 高等教育の漸進的無償化への遅々としたあゆみ その①2014-16: 無利子奨学金、所得連動返還型奨学金

○2014年第186回(通常2014.1.24一同6.22)

・安部首相「国際人権規約の趣旨を踏まえて、家庭の経済状況によって学業を断念することがないように、引き続き経済的支援の充実に努めていきたい。当然これは、撤回は維持をしていくということ…」、「今後とも、大学等の奨学金事業や授業料減免等を通じて、学生等の経済的負担の軽減に努めていく…」

⇒高等教育の経済的支援・負担軽減: ①奨学金事業 / ②授業料減免のメニュー

○2014年第187回(臨時会2014.9.29一同11.21)

・下村文部科学大臣「幼児教育の無償化を同時に進めていくということが安倍内閣の方針」、「奨学金については、…ぜひ拡充をしていきたい」と答弁

⇒具体的には(1)有利子奨学金から無利子奨学金への早期のシフト変更、(2)返還月額が卒業後の所得に連動する所得連動返還型奨学金制度の導入の二方策

○2015年第189回(常会2015.1.26一同9.27)

・下村文部科学大臣「『二分の一以内を補助することができる。』というのがこの私立学校振興助成法の規定でありますから、限りなくそれに近づけなければならぬ…」

# その②2017-18:わが国初の給付型奨学金の導入

○2017年第193回(常会2017.1.20一同6.18)

「特にすぐれた学生等であって経済的理由により極めて修学に困難があるもの」を対象に給付型奨学金を開始するための「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案」(閣法2号)が提出され成立した。

⇒我が国初となる給付型奨学金の導入:ただし、その規模はあまりにも限定的。

・松野博文文部科学大臣「大学の授業料そのものを引き下げることについては、必要な財源の確保なども含め、総合的な検討が必要であると考えています」、「必要な財源を確保しつつ、大学等奨学金事業や授業料減免の充実など、今後とも教育費の負担軽減に努めてまいります」

・同「高等教育段階における教育費負担が一部の学生にとって大きな負担となっているという課題があることは認識…。平成29年度予算において、誰もが希望すれば進学できる環境を整えるため、給付型奨学金の創設に加えて、授業料減免や奨学金制度をより一層充実することとしております。今後とも、教育費の負担軽減を進めるべく、必要な財源を確保しつつ、しっかりと取り組んでまいります」

・同「意欲と能力のある学生が家庭の経済状況にかかわらず大学教育を受けられるようにすることは重要なこと」

# その③2019-: 少子化対策としての大学等修学支援法

○2019年第198回(常会2019.1.28—同6.26)

⇒「**大学等における修学の支援に関する法律案**」(閣法21号)が提出され成立。ただし、**内閣府所管の少子化対策の一環**。

・柴山昌彦文部科学大臣 「国際人権A規約の留保の撤回をさせていただいた趣旨というのは、これはまさしく、意欲ある若者の高等教育機関への進学機会を確保する、国立、私立ともに授業料減免への支援を更に充実させる、あるいは、給付型奨学金の創設を始め奨学金を充実させるというのは、**中長期的に見て、この漸進的無償化を通じて、意欲ある若者がどうやって教育をしっかりと受けていく、全ての人たちにそういった機会を保障していくかということに資するものでありますので、少子化対策とかも、もちろん福祉の部分はあるんですけども、やはり今委員が御指摘になった教育の機会均等、そして実質的な保障、質の確保、そういったことを見据えているということ、これは私からもしっかりと申し上げておきたい**」、「今回、さらに、**国民負担を原資として、真に支援が必要な低所得世帯に限って授業料等減免と給付型奨学金の拡充を行うこととした**…」

・三上正裕外務省国際法局長 「同条に言う無償について、同一般的意見は、**政府、地方当局又は学校により課される授業料及び他の直接的な費用は、この権利の享受の阻害要因となり、並びに権利の実現を害する可能性があり、またこうした費用がしばしば効果において非常に後退的である**…。また、**父母に対する義務的な課徴金、又は比較的高価な学校の制服を着用する義務等の間接的な費用も、同種のものたり得る**…」

# 付録:コロナ禍における学生支援策

年	会期(月日)	回次	会議録総数(件)	高等教育無償	大学等&修学支援	入学金	学費&減免	学生&コロナ禍	家計急変	困窮学生	学びの継続	学費半額/学費半減	遠隔授業/対面授業	食料支援	生理の貧困
2019	1.28-6.26	198通常	721	35・63	34・424	27・54	37・346	0・0	3・6	0・0	4・6	0・0	2・2	0・0	0・0
	10.4-12.9	200臨時	364	4・6	11・35	2・2	4・18	0・0	0・0	0・0	0・0	0・0	1・1	3・3	0・0
2020	1.20-6.17	201通常	730	16・20	33・175	21・35	40・237	91・724	18・41	10・21	15・33	7・9	31・60	5・6	0・0
	10.26-12.5	203臨時	297	2・3	8・37	2・3	10・43	70・677	4・10	2・3	6・11	0・0	9・30	8・9	0・0
2021	1.18-6.16	204通常	721	4・4	19・83	9・12	19・61	283・2,657	12・14	9・9	11・14	2・2	24・47	18・24	14・27

## 国会会議録のキーワード分析

○第198回(2019.1.28-6.26):「高等教育無償」「大学等&修学支援」「入学金」「学費&減免」に示されるように、消費増税分の使途変更(2017.9国難突破解散・総選挙)に伴う高等教育無償化策として大学等修学支援法案が審議され成立

○第201回(2020.1.20-6.17):大学等修学支援法の施行に係る論議とともに、「学生&コロナ禍」が国会会議録で初ヒットしたように、コロナ禍での「家計急変」への対応や「困窮学生」への「学びの継続」策が論議

○第203・204回:「学生&コロナ禍」が「201回:91件(頻度0.12)・724箇所」⇒「203:70(0.24)・677」⇒「204:283(0.39)・2,657」というように増加し、大学等修学支援法や学びの継続のための経済的支援・現金給付に加えて鍵用語「食糧支援」「生理の貧困」に象徴される、困窮した学生の日々の生活を支えるための現物給付へとテーマが切迫ないし拡大していることが分かる

# 3. 無償教育・漸進的無償化に係る自治体総合施策の分析

## 漸進的無償化プログラム(高等教育版2017渡部等)の枠組みを用いた日韓動向比較

### 国、地方自治体、大学法人・学校法人、民間×A学費、B奨学金・学生ローン等、C修学支援、D就労支援・生活保障

区分	小区分 / レベル	国	地方自治体	大学法人・学校法人	民間
A 学費	A1: 学費自体の軽減化	韓: 大学入学金廃止(国公立2018、私立-2022) 釜山大学教授会: 地方国立大学無償教育案(2019) 地方国公立大学の優先的無償論議(2020) 高等教育財源の安定的確保論議(-2020)	日: 公立大学入学金の域内者への安価設定 私立の公立移管による学費抑制など 韓: ソウル特別市・市立大学費半額化(2012-)		
	A2: 学費減免制の拡充	日: 大学等修学支援法・低所得層(2020-) B1を含む2020国地方予算総額5,274億円51万人 * コロナ家計急変学生への対応拡大(2020) * コロナ対応減免を独自に行う法人等助成(2020) 韓: 大学非対面教育緊急支援事業(2020) 春学期学費返還訴訟(2020) 憲法訴訟・民事訴訟	日: 大阪府/市立大・一部無償化(2020-) 兵庫県立大学・減免措置の拡充(2020-)	日: 東大・年収400万円以下家庭への授業料免除(2008-) 一部法人・優秀学生への学費減免 一部法人・コロナ困窮学生特別減免(2020)	
B 奨学金・ 学生ロー ン等	B1: 給付型奨学金の拡充	韓: 国家奨学金(2012-) ⇒中間層へ拡大&金額等拡充 2019予算約3,600億円94万人 日: 先行実施(2017、約15億円2800人) 大学等修学支援法・低所得層(2020-)	日: 育英会等による給付型奨学金 韓: 江原道・道給付型奨学金(2012-) ソウル特別市・種々の奨学金	日: 一部法人・優秀学生への給付型奨学金	日: 民間による給付型奨学金
	B2: 無利子学生ローンの改善	日: 所得連動返還型奨学金(2017-)	日: 育英会等による奨学金 特定職種への学資金制度・返還免除	日: 一部法人・学資金制度	日: 民間による学資金制度
	B3: 有利子学生ローンの縮減	韓: 所得連動返還型奨学金(2010-)利下げ	日韓: 自治体による利子補填事業		
	B4: 学内勤労奨学金等の拡充			日: 一部法人・学内勤労奨学金など(SA・TA・RA)	
C 修学支援	C1: 学習費の支援	日: コロナ困窮学生支援緊急給付金(2020)	日: 海外派遣・留学費支援など	日: 一部法人・コロナ困窮学生独自支援(2020) 韓: 一部大学・非対面教育関連学生独自支援(2020)	
	C2: 学生生活費の支援	韓: 大学寮の増設・収容人数の拡充	日: 育英会等による学生寮・県人寮	日: 一部法人・まかない支援、家賃補助、交通費補助	日: コロナ困窮学生食糧支援
D 就労支援 生活保障	D1: 就労支援	日: 地方創生奨学金返還支援制度(2016-)	日: 同左制度の活用(2016-) 2019: 32府県・355市町村 地元インターンシップ・IJUターン・起業補助 コロナ困窮学生アルバイト雇用(2020) 韓: ソウル特別市・青年手当(2019-)住宅支援	日: 一部法人・インターンシップ補助、資格取得支援	
	D2: 生活保障	日: 生活保護世帯子弟への進学支援 世帯分離の後も住宅扶助継続(2018-) 進学準備給付金(2018-)			

# 自治体施策からプッシュする漸進的無償化

📖 巻末文献3-1)渡部(君和田)容子:科研費報告書、3-2)渡部昭男:大阪府下調査  
+ 投稿中:渡部(君和田)・渡部2022鳥取県下調査(近畿大学生物理工学部紀要(48))  
⇒人口減少のもと子ども・若者確保のための乳幼児期～青年期の様々な支援策

←2022年度180人 <https://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm>

## ■ 鳥取県高校生通学費助成事業について

令和2年4月から県と市町村による 高校生の通学費をサポートする制度が始まりました。

### ■ 助成要件

次の全てを満たす方が対象になります。

- 鳥取県内の市町村に住所を有する方
- 鳥取県内の高等学校等(※1)へ通学している方(※2)
- 公共交通機関の通学定期券を利用している方
- 月額7,000円(※3)を超える通学費(特急料金除く)を負担している方

※1 公立、私立の高等学校、高等専門学校(3年次まで)、特別支援学校高等部、専修学校高等課程。助成対象区域等は市町村が定めます。

※2 他の制度により通学費の全額を助成されている場合は対象になりません。

※3 市町村によっては月額7,000円以下の通学費についても助成する制度をお持ちのところがあります。詳しくは下記の市町村窓口へ直接ご確認ください。

↑ <https://www.pref.tottori.lg.jp/290480.htm>

鳥取県は県内に就職される学生・卒業生の皆さんの  
**奨学金の返還を助成します!**



最大216万円の助成!!

**対象就職先(業種)**  
製造業・IT企業・薬剤師の職域  
建設業・建設コンサルタント業・旅館ホテル業  
民間の保育士・幼稚園教諭の職域・農林水産業※  
※農業、林業及び漁業(認定を受けている法人等)並びに農林水産業協同組合(農業協同組合、森林組合、漁業協同組合) 詳しくはお問い合わせください

**対象者**  
鳥取県内の企業に就職を希望する  
・大学院、大学、短大、高専(4年生以上)、専門学校の方。  
・既卒者(35歳未満)の方。

**助成金額**  
無利子の場合 貸与奨学金の総額×1/2  
有利子の場合 貸与奨学金の総額×1/4 ※詳しくは裏面に記載

**応募要件**  
次のいずれにも該当する方を募集対象者とします。  
1. 奨学金の貸与を受けており、返還の予定が又は返還中の方。  
2. 鳥取県内の対象業種への就業を希望する方。  
3. 鳥取県内に定住することを希望する方。  
※既卒者については、すでに県内在住で県内企業に正規雇用で就業している者は対象となりません。



# 例えば鳥取短期大学の場合

[https://www.cygnus.ac.jp/toritan\\_entrance01/index.php?view=12293](https://www.cygnus.ac.jp/toritan_entrance01/index.php?view=12293)

## ○大学独自

- ・とりたん特待生奨学金(給付)
- ・とりたん社会人奨学金(給付)
- ・とりたんファミリー支援(免除)
- ・とりたん同窓会支援(免除)
- ・地域活動奨励金(給付)
- ・とりたん奨学金(給付)
- ・とりたん後援会奨学金(給付)
- ・とりたん学業優秀者奨励制度(給付)
- ・ひとり暮らしスタート応援制度(給付)

## ○鳥取県保育士等修学資金貸付制度(貸与/返還免除あり)

## ○日本学生支援機構(給付・貸与[有利子・無利子])

## ○その他

- ・奨学金(鳥取県育英会奨学金など)
- ・専門実践教育訓練給付制度
- ・各種教育ローン

	名称	対象	種別	金額	申請時期
本 学 独 自 の 奨 学 金	<a href="#">とりたん特待生奨学金</a>	学業特待選抜の成績優秀者	給付	年間69万円 または 年間34.5万円	出願時
	<a href="#">とりたん社会人奨学金</a>	総合型選抜(社会人)で入学した社会人	給付	年間20万円	
	<a href="#">とりたんファミリー支援</a>	家族が本学あるいは鳥取看護大学に、同時に入学または出願時に在籍している入学予定者	免除	入学金 (24万円)	
	<a href="#">とりたん同窓会支援</a>	本学の卒業生の家族で、人物・学業ともに優秀で経済的援助を必要とする学生	免除		
	<a href="#">かんとりい☆とりたん 地域活動奨励金</a> <small>NEW</small>	地域での活動を行う強い意志や意欲、あるいは実績のある学生	給付	奨励金 10万円	入学手続き後 または入学後
	<a href="#">とりたん奨学金</a>	人物・学業ともに優秀でかつ健康で、経済的事情により就学困難な学生	給付	年間69万円 または 年間34.5万円	入学後
	<a href="#">とりたん後援会奨学金</a>	入学後、学費支弁費に不測の事態が生じ、経済的理由で修学が困難な学生	給付		
	<a href="#">とりたん学業優秀者 奨励制度</a> <small>NEW</small>	年間を通して、勉学に積極的に取り組み優れた成果をあげた学生	給付	奨励金 一律10万円	
	<a href="#">とりたん「ひとり暮らしスタート」 応援制度</a> <small>NEW</small>	アパートや家でひとり暮らしを始める学生	給付		
鳥 取 県	<a href="#">鳥取県保育士等 修学資金貸付制度</a>	幼児教育保育学科の学生	貸与	入学金(24万円)や 学費の一部に 相当する金額 (年間36万円) ※返還免除あり	出願前
				■自宅通学者 月額1.3万円 ～3.8万円程 度	

# 結 漸進的無償化への展望と課題

- 国際人権規約:「教育(高等教育を含む)への権利」「漸進的無償化原則」の再確認
- 憲法・教育基本法:経済的事由による差別禁止、修学困難者への奨学措置義務
- ・フォン・クーマンズ教授:A規約は法的拘束力をもつ
  - 義務を遵守する能力がないinability締約国=途上国
  - 義務を遵守する意志がないunwillingness締約国=日本
- ⇒義務を履行させるべく国家をモニターする市民の活動が重要
  - ①教育未来創造会議第一次提言2022.5.10
    - 中間層への拡大・拡充の公的責任を回避する動き:「出世払い」奨学金
  - ②大学ファンド法成立2022.5.18 学費自由化の恐れ
  - ③国連への社会権規約第4回政府報告書(2018.5.31提出締切)の遅れ
- 日弁連2018.10.5「若者が未来に希望を抱くことができる社会の実現を求める決議」
- 青山学院大学教授 申恵丰2018.8.1「日本は国連の『社会権規約』違反」現代の理論(16)

# 2021.10総選挙公約(マニフェスト)

**自由民主党:**低所得世帯の高等教育無償化を着実に実施し、所得連動型拠出金制度や多子世帯支援等の検討を進め、教育の機会均等を実現します

[https://www.jimin.jp/election/results/sen\\_shu49/political\\_promise/search/?keyword=keyword46](https://www.jimin.jp/election/results/sen_shu49/political_promise/search/?keyword=keyword46)

**立憲民主党:**国連社会権規約の漸進的無償化を実現するために大学の授業料を引き下げ／国公立大学の授業料を半額にまで引き下げ、私立大学生や専門学校生に対する給付型奨学金を大幅に拡充します

<https://change2021.cdp-japan.jp/seisaku/detail/19/>

**公明党:**大学など高等教育までの支援を段階的に拡充／「3つの無償化」の段階的な拡大も推進する。

<https://www.komei.or.jp/special/shuin49/policy/>

**日本維新の会:**教育の全過程について完全無償化を憲法上の原則として定め…大学改革を併せて進めながら国に関連法の立法と恒久的な予算措置を義務付けます

[https://o-ishin.jp/policy/pdf/seisakuteigen20211015\\_fix.pdf](https://o-ishin.jp/policy/pdf/seisakuteigen20211015_fix.pdf)

**国民民主党:**高等教育の授業料を減免／給付型奨学金を中所得世帯にも拡大／奨学金債務も減免します

<https://new-kokumin.jp/policies/policy03>

**日本共産党:**高等教育無償化をめざし、ただちに学費を半額にし、入学金という制度はなくします

[https://www.jcp.or.jp/web\\_policy/2021/10/2021s-bunya-017.html](https://www.jcp.or.jp/web_policy/2021/10/2021s-bunya-017.html)

**社会民主党:**高等教育までの教育費の無償化…貸与型奨学金の返済を一部免除し、今後の奨学金は原則給付型にします

<https://sdp.or.jp/information/2021-priority-policy/>

**れいわ新選組:**奨学金徳政令。学費を無償化。OECD諸国では不名誉な最下位(2016年:2.9%)をキープしている高等教育への公財政支出については、最低でもOECD平均の4.0%を上回る規模を確保するため、財政支出(国債発行)で支援します。

[https://reiwa-shinsengumi.com/reiwa\\_newdeal/newdeal2021\\_03/](https://reiwa-shinsengumi.com/reiwa_newdeal/newdeal2021_03/)

# 漸進的無償化立法を求める会 2018.10京都で設立

## 1 法律案の名称

(仮)中等教育及び高等教育の漸進的無償化を促進する法案

## 2 法律案の趣旨

- (1) 社会権規約の主要な規定を国内法化する。
- (2) それを実施する国内制度を創設する。

## 3 国内法化すべき主要規定

- (1) 社会権規約2条1項(国の作為義務)
- (2) 社会権規約2条2項(差別禁止)
- (3) 社会権規約13条2項(b)(c)(中等教育及び高等教育への権利、漸進的無償化実施義務)

## 4 実施のための機関の概要

- (1) 内閣府に設置
- (2) 毎年の施策(ロードマップ)及び調査結果を国会に報告する義務
- (3) 中等教育・高等教育漸進的無償化促進会議の設置  
構成員は、首相、官房長官及び関係大臣とする。
- (4) 中等教育・高等教育漸進的無償化促進調査推進委員会の設置  
構成員は、学識経験者及び関係行政機関職員とする。

# 参考文献

0) 渡部昭男2019、能力・貧困から必要・幸福追求へ：若者と社会の未来をひらく教育無償化、日本標準(ブックレットNo.21)

1) 渡部昭男2021、国際人権A規約に係る「漸進的無償化」論議の経緯と特徴：1978年第84回～2020年第203回の国会審議から、教育科学論集(24)

<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012777.pdf>

2-1) 渡部昭男2020、「教育無償化」論議の経緯と特徴(3)：2017年第194回～2019年第200回の国会審議から、教育科学論集(23)

<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012010.pdf>

2-2) 渡部昭男2021、「教育無償化」論議の経緯と特徴(4)：2020年第201回の国会審議から、大阪成蹊大学紀要(7)

<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/90008334.pdf>

2-3) 渡部昭男2022、コロナ禍の高等教育における学びの継続のための学生支援の在り方に係る論議：主に2020年第203回・2021年第204回の国会審議分析から、大阪成蹊大学紀要(8)

<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/90009091.pdf>

3-1) 渡部(君和田)容子2022、JSPS 19K02465「子育て・教育の地域共同システムの在り方と漸進的無償化に係る自治体総合施策の研究」研究成果報告書、近畿大学学術情報リポジトリ

[https://kindai.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_snippet&index\\_id=4754&pn=1&count=20&order=17&lang=japanese&page\\_id=13&block\\_id=21](https://kindai.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_snippet&index_id=4754&pn=1&count=20&order=17&lang=japanese&page_id=13&block_id=21)

3-2) 渡部昭男2022、大阪府及び府下43市町村における教育費支援情報に係る広報のあり方、教育科学論集(25)

<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81013313.pdf>